

ニコニコ生放送 ガイドライン

はじめに

「ニコニコ生放送」では、ウェブカメラとマイクがあれば誰でも簡単に生放送（ライブストリーミング配信）を行うことができ、視聴ユーザーとのコミュニケーションを楽しむことができるサービスを提供しています。

「ニコニコ生放送」に限らず、簡単にインターネット上で情報を発信したり受信したりすることができる社会になってきていますが、その簡単さから、軽い気持ちで情報を発信して、自分自身気付かずに他人に不快な思いをさせたり、思わぬところで加害者や被害者になってしまう場合もあります。

インターネット上でのコミュニケーションを安全に楽しむためには、現実社会と同様にルールを守って節度のある行動を取ることが大切です。また、情報を発信・受信するときは、それによって生じる社会的責任、法的責任を自分自身が負わなければならないことも現実の社会と同じです。

このガイドラインでは、「ニコニコ生放送」を全ての方に安全に楽しんでもらうために、生放送を行う際にどのようなことに気を付けるべきかを説明します。

目次

- I. 生放送をすること
- II. 基本的な考え方
- III. 法律に関すること
- IV. 運営会社の考え方と対応

I. 生放送をするということ

生放送をする＝自分の責任で情報を発信する

生放送を行うということは、自分の責任で情報を発信することです。
あなたが発信した情報に何らかの問題があると、原則として、あなた自身が社会的責任や法的責任を問われます。

インターネットは匿名ではない

インターネット上では、自分の本名や顔を公表せずに発言をすることができます。生放送でも、一見、現実の世界の自分とは切り離して、発言をすることができるように思えます。
しかし、自分が誰かわからないから何をしてもいい、ということはありません。生放送に限らず、掲示板の書き込みなどインターネットで何かをする場合は、たいていサーバーに記録が残っています。犯罪に該当するような行為をした場合などは、警察機関が捜査を行い、その記録をたどって本人を特定することができます。
実際に、掲示板に犯罪予告を書き込んだ人が逮捕された事件や、著作物を違法に公開した人が逮捕された事件などがニュースになったこともありましたが、インターネットは匿名だから何をしてもバレないと思えるのは間違いです。自分が責任をもって、情報を発信するという意識を持ちましょう。

一度発信した情報は「なかったこと」にはできない

インターネットが普及した現代では、一度発信された情報は瞬く間に広まり、あなたの知らないところで利用されることも多くあります。
その情報を後から消そうとしても、インターネット上から全て消し去ることはとても難しいですし、発信する前の「誰も知らない状態」に戻すことはできません。また、自分が嫌だと思う使われ方を他の人にされていても文句が言えない場合もあります。

インターネットは世界とつながっている

インターネットは世界中とつながっています。
生放送で友達同士だけのコミュニケーションを楽しんでいるつもりでも、大勢の人たちがその内容を見えています。また、大したことはないだろうという安易な気持ちでしたことが、おおごとになる場合もあります。

II. 基本的な考え方

(1) 自分の身は自分で守りましょう

自分の個人情報を安易に公開しない

インターネットが普及する一方で、インターネットの特性を悪用した事件や犯罪などが多発しています。

自分自身の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報をインターネット上で公開してしまったことにより、しつこくつきまとわれたり、いたずら電話をされたり、詐欺などの何らかの事件に巻き込まれる可能性があります。

トラブルや犯罪に巻き込まれないためにも、コメントや放送内容に自分の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレスだけではなく各種 SNS やメッセージID なども含みます)を安易に公開しないよう十分注意してください。また、生放送を見ている他の利用者から「教えて」と言われても、安易に教えないようにしましょう。

法律やマナーを「知る」

法律のことや、インターネット上でのマナーを知らないことによって、気がつかないうちにトラブルに巻き込まれたり、他人に嫌な思いをさせたりしてしまうことがあります。また、気付かないうちに法律違反をしていて、罰せられたり、他人から損害賠償を請求されたりすることもあります。法律やインターネット上のマナーを知って、事件や犯罪を事前に回避するようにしましょう。

(2) 他人を尊重しましょう

他人のプライバシーに考慮する

あなた自身がされて嫌なことや、現実社会ではためらうようなことは、他人に対してしないようにしましょう。あなたが他人に対してしたことが原因で、トラブルに巻き込まれる可能性があります。プライバシーを尊重し、他人の住所、氏名、電話番号などはもちろん、他人の私生活上の事実や秘密なども公開してはいけません。

悪口を言わない・正当な理由なく批判をしない

他人に対して、悪口を言ったり、正当な理由なく批判することはやめましょう。

自分が、大勢の人が見ている生放送で悪口を言われたらどう感じるか考えてみてください。

また、一時の感情で悪口を言ったり正当な理由なく批判をしたりしてしまって、後から撤回したいと思っても、インターネットの性質上、なかったことにはできません。

誤解を招くような言動をしない

生放送は、あなたのことをよく知らない人も見ていますし、様々な考え方をを持った人が見ています。そのため、何気ない言動が誤解を招く場合もあります。自分が行おうとしている生放送の内容に、問題がないか、誤解が生じないかどうかを客観的に考えてから、生放送を行うようにしましょう。

他の利用者を尊重する

生放送を配信する方が増えている中で、放送者同士の交流も生まれるようになっていきます。生放送の放送者だから、自分のプロフィールを公表していたり顔を出して放送をしているから、という理由で、許可なくその人を映しても大丈夫だろう、その人のプライバシーに関する話を話したり、日常生活に踏み込んで大丈夫だろう、などと考えるのは間違いです。他の放送者を撮影する場合、自分自身の生放送に登場してもらう場合は、事前にその人の了解を取るようにしましょう。また、他の放送者の悪口を言う、プライバシーに関することを公表する、他の放送者の生放送で荒らし行為をするなどの嫌がらせや、つきまといなどのストーカー行為はしてはいけません。

他の放送者の方を尊重し、気持ちよく「ニコニコ生放送」を利用しましょう。

III. 法律に関すること

インターネットで情報を発信する場合、様々な法律のことを気にする必要があります。ここでは、「ニコニコ生放送」に関わりの深いものを取り上げます。

(1) 著作権

映画、ドラマやアニメなどのテレビ番組、誰かが書いた文章や絵、楽曲などは著作権で保護されていて、勝手に使うことはできません。

著作権者の許可なく、映画、ドラマやアニメなどのテレビ番組をそのまま放送すること、CDなどをそのまま生放送中に流すことは著作権の侵害になります。また、そのままではなく、著作物の内容を少し変えて、生放送で放送した場合でも著作権の侵害になります。

友達にテレビ番組を放送して欲しいとお願いされても、放送してはいけません。

著作権を侵害すると、権利者から損害賠償請求をされる場合や刑事罰が科される場合があります。

(2) 肖像権

他人の顔がはっきりわかる形で、その人の映っている写真や映像を、生放送で勝手に使ってはいけません。その人が知り合いだったとしても、生放送で写真や映像を使うことについて、本人に許可を取らなくてはなりません。また、外など人の多いところで生放送をする場合、放送に映りたくない人の迷惑にならないように注意しましょう。

許可なく他人の写真や映像を生放送で勝手に映すと、その人から損害賠償請求をされる場合があります。

(3) プライバシー権

他人の個人情報を生放送で勝手に公開してはいけません。他人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスだけではなく、各種 SNS やメッセージングID なども公開してはいけません。

また、他人の私生活に関わること、例えば人間関係や家族のことなども放送中に話してはいけません。

他人のプライバシー権を侵害すると、その人から損害賠償請求をされる場合があります。

(4) 名誉棄損

正当な理由なく、特定の他人について、その人の実社会での社会的評価を下げるような話を生放送中に話してはいけません。人に限らず、特定の企業やサービスについても同様です。

他人の名誉を棄損すると、その人から損害賠償を請求される場合や刑事罰が科される場合があります。

(5) その他の法律

「児童ポルノ」や「わいせつ」な映像を放送してはいけません。「児童ポルノ」や「わいせつ」な映像を放送すると、法律で罰せられます。性器や性的行為を放送してはいけません。児童(18歳未満の者)が映る場合は、特に注意が必要になります。

生放送中に、「●●さんを殺す」「●●ビルを爆破する」など、犯罪予告をしてはいけません。あなたが冗談のつもりで言っても、他人はそう受け取りません。悪ふざけだった、冗談だった、友人とのケンカの一環でつい言ってしまった、などの言い訳は通用しません。明確な予告ではなくても、暴力的な発言をしたり、包丁などの凶器を放送中に振り回すなどの行為もしないでください。犯罪予告をすると、実際に実行するつもりがあるかどうかは関わりなく、刑事罰が科される場合があります。

IV. 運営会社の考え方と対応

(1) 生放送の停止、タイムシフトの削除について

運営会社は、視聴者からの通報や権利者からの申立てを受けて、生放送を確認し対応を行っています。

運営会社は、利用規約に違反する行為があると判断した場合、または違反すると明確に判断できなくても運営会社が必要と認める場合、正当な権利者から申立てがあった場合には、生放送の停止やタイムシフトの削除を行います。

利用規約には禁止事項を定められていますが、具体的には以下のようなものがあてはまります。

- 自殺・自傷行為またはその予告、集団自殺の勧誘、自殺方法に関する情報の提供について放送をすること
- 著作権等を侵害する放送をすること
- 児童ポルノや性的な映像・音声を放送すること
- 性行為・金銭を目的とした出会いや児童を対象とした出会いなどを紹介したり、勧めたりする放送をすること
- けん銃などの譲渡、爆発物の製造、放火、住居侵入、売買春、禁止薬物の使用、暴行、脅迫、窃盗、詐欺などの犯罪行為自体を放送する、または勧める放送をすること
- 犯罪行為を予告する放送をすること
- 他人の個人情報を勝手に公開すること
- 盗撮した映像、盗聴した音声を放送すること
- 未成年者の飲酒、喫煙行為を放送すること

また、上記以外でも、法令に違反する行為や、他人を傷つけたり侮辱したりするような放送、他の利用者が見て不快に感じるような放送はしないでください。

(2) 年齢制限について

ニコニコ生放送では、生放送の配信や視聴について、年齢による制限を行っていません。全ての方にサービスを楽しんでいただきたいと思います。

そのため、わいせつ映像や児童ポルノなどの違法情報はもちろんですが、18歳未満の方には不適切であるとされる情報(青少年有害情報)が放送された場合、運営会社はその生放送の停止やタイムシフトの削除などの対応を行います。

性的なもの、暴力的なもの、危険行為や違法行為を誘引するものは、青少年有害情報として放送停止やタイムシフトの削除などの対応を行う場合があります。性的行為、性的行為に類似する行為、全裸、着衣であっても表現が露骨なものは、性的なものとして取り扱われます。

ニコニコ動画には「R18ジャンル」が存在しますが、これはジャンル分類のひとつであって、青少年有害情報を投稿、配信する場所ではありません。

(3) ペナルティの付与について

運営会社は、利用規約に違反する行為があると判断した場合、または違反すると明確に判断できなくても運営会社が必要と認める場合、正当な権利者から申立てがあった場合には、生放送の停止やタイムシフトの削除を行うとともに、その放送者に対して警告を行い、ペナルティを付与します。

ただし、放送者本人による行為ではなく、第三者が生放送内で意図的に生じさせた行為や状況であると運営会社が判断した場合には、放送者本人へのペナルティ付与を行わず、生放送の停止やタイムシフトの削除を行った結果を通知するに留める場合もあります。

警告や通知はアカウントに登録されたメールアドレスとアカウントのお知らせ機能(確認方法はこちらのヘルプをご参照ください https://qa.nicovideo.jp/faq/show/15834?site_domain=default)に送られます。メールアドレスの有効性は、アカウント登録の際に確認を行っていますが、その後、メールアドレスの変更やメールの受信設定を変更している場合にはご注意ください。

警告の回数とペナルティの内容は以下の通りです。

このとき、違反行為を行った放送者が配信予約を行っていた場合は、禁止期間内に該当する予約生放送も削除となります。

- 1回目の警告:生放送配信禁止 1日
- 2回目の警告:生放送配信禁止 1週間
- 3回目の警告:生放送配信禁止 無期限

ただし、運営会社が悪質な行為と判断した場合は、警告の回数に関わらず、無期限で生放送配信を禁止とする場合があります。

さらに、迷惑行為による利用規約違反によって無期限で生放送配信を禁止された放送者が、アカウントを再取得して違反を繰り返す場合については、運営会社から最終的な警告を経て、ニコニコ生放送での配信をお断りする措置を取ります。

最終的な警告に至るまでの違反回数やアカウント取得回数については、放送者が反省の上で活動する場まで奪ってしまわないよう、明確には定義していません。

しかし、短期間に無期限配信禁止になるまで意図的な違反行為を繰り返した上で、アカウントの再取得によって継続的な行為が行われている場合など、改善の意思がないものと運営会社が判断した場合には、アカウントの取得状況や違反行為内容を踏まえて、運営会社から最終的な警告を通知します。

最終警告を通知した後に、放送者による違反行為（迷惑行為以外も含む）があった場合には、放送した際のアカウ​​ントに留まらず、放送者が所有するすべてのアカウント（最終警告後の新規登録のものも含む）から行われるニコニコ生放送配信を停止する場合があります。

（4）情報開示について

運営会社は、生放送が行われたことによって被害を受けた人からの請求に基づいて、生放送を行った利用者の情報を、請求してきた人に対して開示する場合があります。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称「プロバイダ責任制限法」と呼ばれています）という法律があり、情報開示の請求があった場合、運営会社はこの法律に従って手続を行います。

その他にも、運営会社は、警察機関から捜査のために協力を求められた場合も、生放送を行った利用者の情報を開示することがあります。

以上

2010 年 9 月 2 日 作成
2010 年 11 月 11 日 改訂
2012 年 2 月 2 日 改訂
2017 年 8 月 24 日 改訂
2018 年 9 月 12 日 改訂
2020 年 2 月 6 日 改訂
2021 年 3 月 17 日 改訂
2022 年 9 月 1 日 改訂
2023 年 4 月 4 日 改訂